明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（一八）　二
〔府　令〕
○内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三六）　五
〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務四一）　七
〔告　示〕
○無線局運用規則第四十二条第二号及び第四十三条の二第二項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二号の一部を改正する告示（総務一四一）　三
○無線局免許手続規則第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号の一部を改正する告示（同一四二）　一四
○無線設備規則第二十四条第二十八項及び第四十五条の二十第三項第三号の規定に基づき、航空機地球局の無線設備の技術的条件を定める告示（同一四三）　一四
〔公　告〕
諸事項
官庁
特別支給手続開始決定、公示送達関係　一五
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一三
会社その他
会社決算公告　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（法律第一八号）（文部科学省）

1　総則

(一)　目的

この法律は、文化及び観光の振興並びに個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る上で文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪の促進が重要となっていることに鑑み、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による基本方針の策定並びに拠点計画及び地域計画の認定、当該認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業に対する特別の措置その他の地域における文化観光を推進するために必要な措置について定め、もって豊かな国民生活の実現と国民経済の発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　この法律において「文化観光」とは、有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいうものとすることとした。（第二条第一項関係）

(2)　この法律において「文化観光拠点施設」とは、文化資源の保存及び活用を行う施設（以下「文化資源保存活用施設」という。）のうち、国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう当該文化資源の解説及び紹介をするとともに、当該文化資源保存活用施設の所在する地域に係る文化観光の推進に関する事業を行う者（以下「文化観光推進事業者」という。）と連携することにより、当該地域における文化観光の推進の拠点となるものをいうものとすることとした。（第二条第二項関係）

2　基本方針

主務大臣は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとした。（第三条第一項関係）

3　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するための措置

(一)　拠点計画の認定

文化資源保存活用施設の設置者は、基本方針に基づき、文化観光推進事業者と共同して、その設置する文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に関する計画（以下「拠点計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとした。（第四条第一項関係）

(二)　認定拠点計画に基づく事業に対する特別の措置

道路運送法、海上運送法その他の関係法律に基づく手続のうち一定のものについての特例を定めることとした。（第八条～第一〇条関係）

(三)　地域計画の認定等

(1)　市町村又は都道府県は、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとした。（第一一条第一項関係）